

産業廃棄物処分業許可証

住所 豊田市花丘町一丁目17番地

氏名 有限会社 花丘商事  
代表取締役 梅谷 明子 様

優良

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

豊田市長 太田 稔彦



許可の年月日 令和 3年12月 7日

許可の有効年月日 令和10年12月 6日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）

(1) 事業の区分

中間処分（圧縮固化、乾燥、混合、発酵）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮固化

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、動植物性残さ  
以上 2品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

イ 乾燥

動植物性残さ（コーヒー粕に限る。）  
以上 1品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

ウ 混合

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、動植物性残さ  
以上 2品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 発酵

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、動植物性残さ  
以上 2品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力（最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量）、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

(1) 圧縮固化施設

ア 設置場所

豊田市花丘町一丁目 4 4 番 2 ほか 1 筆

イ 設置年月日

平成 19 年 3 月

ウ 処理能力

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、動植物性残さ

9.6t/日（1.2t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(2) 乾燥施設

ア 設置場所

豊田市花丘町一丁目 4 4 番地 2 ほか 1 筆

イ 設置年月日

令和 3 年 5 月

ウ 処理能力

動植物性残さ（コーヒー粕に限る。）

32m<sup>3</sup>/日

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(3) 混合施設

ア 設置場所

豊田市花丘町一丁目 4 4 番 2 ほか 1 筆

イ 設置年月日

平成 19 年 3 月

ウ 処理能力

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、動植物性残さ

75.84m<sup>3</sup>/日（9.48m<sup>3</sup>/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(4) 発酵施設

ア 設置場所

豊田市花丘町一丁目 4 4 番 2 ほか 1 筆

イ 設置年月日



平成4年12月7日

ウ 処理能力

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、動植物性残さ

70t/日

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年12月 7日 更新許可

平成19年12月 7日 更新許可

平成24年 4月17日 優良確認

平成26年12月 8日 更新許可（優良認定）

令和 3年12月 7日 更新許可（優良認定）

令和 4年 8月25日 書換

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有